

あなたの市民活動を応援する助成金

ミライカナエル活動サポート事業

令和6年度
募集案内



募集区分	スタート支援コース	ステップアップ支援コース	協働コース
助成上限額	20万円	50万円	250万円 (1年目150万円、2年目100万円)

(令和6年)

応募期間

2024年 4月25日 から 5月15日 まで

お問合せ

藤沢市役所 市民自治推進課

☎ 0466-50-3516

✉ fj1-jiti-s2@city.fujisawa.lg.jp



市ホームページもご覧ください

ミライカナエル活動サポート事業



←二次元コードも
ご利用ください

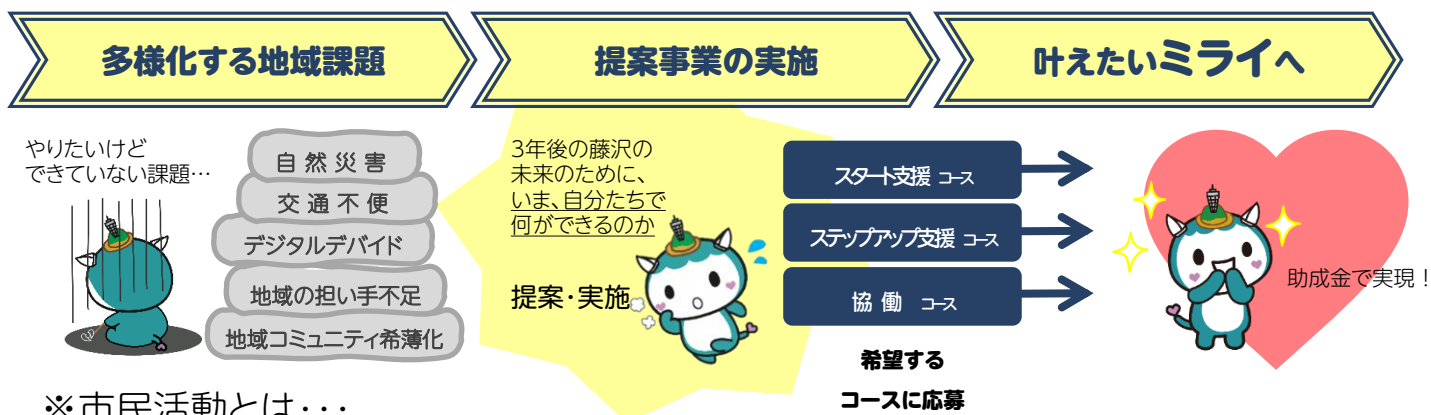
※令和7年度・令和8年度の負担金・補助金交付の実施は、藤沢市議会で予算案が可決されることが前提になります。

ミライカナエル活動サポート事業 令和6年度募集案内

●ミライカナエル活動サポート事業とは

藤沢市は、市民、市民活動団体など、まちに関わる様々な主体が互いを尊重しながら、新たな価値を生み出す「共創」が起き続ける社会をめざし、持続可能なまちづくりを進めています。

このミライカナエル活動サポート事業は、3年後に叶えたい未来を具体的にイメージして、暮らしの豊かさの実現や、多様化する地域課題の解決に向けた、市民活動を行う団体を支援する制度です。活動費の助成及びコースに合わせたサポートが受けられます。



※市民活動とは…

市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動であって、宗教・政治・選挙活動でないもの。

(詳細は藤沢市市民活動推進条例第2条参照)

●ミライカナエル活動サポート事業 3つのコース ※詳細は別紙を参照

I スタート支援コース 最大20万円補助

市民活動の立ち上げから、立ち上げ間もない時期の団体を主な対象として、3年後の未来の目標に向けて、活動のスタートや団体の育成などをサポートするコース（一般枠とユース枠あり）

II ステップアップ支援コース 最大50万円補助

3年後の未来の目標を念頭に、組織体制の改革や新事業の構想、事業のさらなる拡大など、具体的かつ効果的なプランの立案に基づいた、活動の持続性の向上や、発展につながる事業についてサポートするコース

III 協働コース 最大250万円補助(令和6年度は審査選考。事業開始は令和7年度から)

3年後に地域課題の解決や暮らしの豊かさの実現につながる事業アイデアについて、NPOや企業、行政などの多様な団体が柔軟に協働し、それにより、有効な手段や相乗効果が得られる事業及び団体間をサポートするコース(2団体以上でひとつの提案)

●サポート体制

・スタート支援コース・ステップアップ支援コースに採択された団体は、年2～3回の伴走支援講座や、年2回の相談会にご出席いただきます(参加費無料)。

・協働コースに申請したい団体は、市民活動推進センター・市民活動プラザむつあいで協働コーディネーターによる協働相手とのマッチングや調整、提案事業の内容についてアドバイスを受けられます。

●対象となる提案事業

ミライカナエル活動サポート事業で対象となる提案事業は、藤沢市内で実施する、暮らしの豊かさの実現や地域社会の課題解決につながる事業で、公益性のある事業です。

【事業要件】申請できる提案事業は、次の事項に該当することが必要です。

(3コース共通)

- ①藤沢市内で実施され、暮らしの豊かさの実現や地域社会の課題解決につながる事業であり、公益性があること。
- ②将来に向けて具体的な目的や目標があり、効果や成果が期待できること。
- ③受益者が想定でき、継続的な観点をもって、具体的な手法や実施内容が明確にイメージできていること。
- ④予算の積算等が適正であり、事業を提案した団体が当該事業を実施すること。
- ⑤次のすべてに該当しない提案事業であること。
 - 1)直接的に営利を目的とするもの
 - 2)特定の個人や団体が利益を受けるもの
 - 3)補助金・負担金の交付を受ける年度において、国、地方公共団体(藤沢市含む)又は民間機関等から他の補助金や負担金及び交付金等の交付を受けるもの
 - 4)藤沢市市民活動推進条例第2条に規定する宗教・政治・選挙活動に関するもの
 - 5)その他公序良俗に反するもの

(協働コースのみ)

- ⑥事業を提案した団体と協働する市や市民活動団体等の役割分担が明確かつ妥当であること。
- ⑦協働して事業を実施することにより、相乗効果が期待できる事業であること。

●募集説明会 申請をお考えの団体はご参加ください(要予約)

募集説明会はオンライン(Zoom)です。会場での視聴もできます。(1時間程度)

【第1回】4月16日(火)午後2時(視聴会場:藤沢市市民活動プラザむつあい先着10人)

【第2回】4月18日(木)午前10時(視聴会場:藤沢市市民活動センター先着20人)

【第3回】4月22日(月)午後7時(視聴会場:藤沢市市民活動推進センター先着20人)

【予約方法】各開催日の2日前までに次のいずれかの方法で申込。

(1)電子申請



https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142051-u/offer/offerList_detail?tempSeq=57410

(2)電話で次の事項を市民自治推進課まで連絡。

- ①申込者氏名 ②団体名 ③参加日 ④参加方法(Zoomまたは会場視聴) ⑤参加人数
 - ⑥連絡先電話番号 ⑦連絡先メールアドレス
- 連絡先:藤沢市役所 市民自治推進課 0466-50-3516 平日 午前8時30分～午後5時

●事前相談(5月10日(金)まで・要予約)

申請する事業の内容や、書類の書き方のご相談を受け付けております。提出に必要な添付資料も確認いたします。事前にお電話等でご連絡ください。

【相談窓口】・藤沢市役所 市民自治推進課 0466-50-3516 平日 午前8時30分～午後5時

・藤沢市市民活動推進センター 0466-54-4510

平日・(土) 午前9時～午後10時 ※(火)休館

(日)・祝日 午前9時～午後8時

・藤沢市市民活動プラザむつあい 0466-81-0222 午前9時～午後5時 ※(月)休館

●申請方法

申請書類及び添付書類を電子申請にて提出してください。

- ・申請書類:藤沢市ホームページからダウンロードしてください。



<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/jiti-s2/kurashi/shimin/shimin/miraikanaeru.html>

※HPにQ & Aも掲載しておりますので、ご覧ください。

- ・電子申請:



https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142051-u/offer/offerList_detail?tempSeq=57341

受付期間:4月25日(木)～5月15日(水)正午<期限厳守>

●審査の評価項目・ 評価のポイント

審査選考は、藤沢市市民活動推進委員会が申請書類及び公開プレゼンテーションにより審査選考を行い、結果を市長に報告し、採択団体を決定します。

審査にあたっては、右の評価項目により採点が行われます。(採択の最低得点ラインあり)



●審査日程

No.	評価項目	評価のポイント
1	目的の公益性	コロナ後の社会において、市民の暮らしの豊かさの実現や地域社会の課題解決につながる確かな目的を設定しているか。
2	事業の有効性	課題を解決できる手法であり、事業を行うことで、多くの市民が恩恵を受けるか。
3	事業提案の特性	提案内容に先駆性があり、かつ、団体の有する専門性やノウハウなどを活かしたものであるか。
4	事業の継続性	将来を見据え、長期的な視野に立った考え方を取り入れているか。また、資金面を含め、藤沢市内で事業を継続させるための手法を具体的に計画しているか。特に協働コースについては、採択期間終了後の事業の継続を可能とする収支計画となっているか。
5	事業提案の実現性	企画提案事業に具体性があり、事業対象者に考慮し実現可能なものとなっているか。かつ、計画通り実施が可能であるか。
6	成果目標の設定	具体的な成果や効果を設定しており、実施結果の明確な評価につながるか。
7	団体の実行体制	事業実施責任者及び会計責任者を置き、事業を遂行できる組織体制となっているか。また、団体(協働コースは、提案団体及び協働相手となる団体)は、事業を実施する行動力等の能力があるか。特に協働コースについては、企画提案事業の実施を可能とする実績や知識、ノウハウ等を有しているか。
8	予算の妥当性	事業内容と照らして、無理な収入計画や過剰な経費積算がなく、適切な予算計画となっているか。
9	※ステップアップ支援コースのみ 事業の発展性	企画提案事業の実施により、提案団体の活動の継続性が向上したり、事業が発展したりするものであるか。
10	※協働コースのみ 役割分担	提案団体と協働する団体との役割分担が明確かつ分担割合が妥当であるか。
11	※協働コースのみ 相乗効果	互いの強み、弱みを補い合い、協働することで相乗効果が期待できるか。

審査	スタート支援コース ステップアップ支援コース	協働コース
一次審査(書類審査)	6月7日(金)	10月11日(金)
二次審査(公開プレゼンテーション審査)	7月6日(土) (予備日:7月13日(土))	12月14日(土)

※一次審査は非公開で行います。申請団体の出席はございません。

※協働コースは書類審査までの間に、協働相手との調整を行っていただきます。

※協働コースの二次審査は、申請団体及び協働相手の団体にも出席していただきます。